

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20240805	株式会社岡野(法人番号1200001032822) 代表者岡野一朗	岐阜県瑞穂市古橋1745番地5	本社営業所	岐阜県瑞穂市古橋1745番地5	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年12月5日及び令和5年12月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2 20240805	静岡三和梱包運輸株式会社(法人番号4080001013642) 代表者竹村元伸	静岡県牧之原市大江1355	本社営業所	静岡県牧之原市大江字箱瀬1358-1	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和5年10月26日及び令和5年11月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	12	12
3 20240805	株式会社翔栄通商(法人番号1180001068316) 代表者柴田純一	愛知県岩倉市北島町18番地	本社営業所	愛知県岩倉市北島町エヒスキ18番	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和6年6月18日及び令和6年6月25日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20240807	浜昇物流株式会社(法人番号2080401011454) 代表者宮尾秀幸	静岡県浜松市中央区河輪町79-1	本社営業所	静岡県磐田市掛塚字竜光寺2838番地の1	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年1月10日及び令和6年3月7日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7
5	20240819	豊岡協同輸送有限会社(法人番号4080402021194) 代表者立花和子	静岡県磐田市松之木島2154-2	本社営業所	静岡県磐田市松之木島字柳野2154-2	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年2月16日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20240819	株式会社アトラス陸運 (法人番号 7180301027684) 代表 者榎原学	愛知県岡崎市明大寺町字 出口56	岡崎北営業所	愛知県岡崎市小針町字西 島22-3	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号	令和5年10月16日及び令和5年11月7日、重傷 事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実 施。11件の違反が認められた。(1)配置車両数 違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条 第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点 検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1 項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項等不備 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運転者等 台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳 の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対す る指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対す る指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20240820	株式会社サンライズ (法人番号 8200001029903) 代表 者柳澤伸光	岐阜県可児市広見2030番 地1	各務原営業所	岐阜県各務原市鵜沼朝日 町4丁目256-8	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年1月11日、監査方針に基づいて、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)	1	1
8 20240826	小坂運材株式会社(法 人番号 5200001025748) 代表 者後藤三千男	岐阜県下呂市小坂町坂下 631	岐阜営業所	岐阜県加茂郡坂祝町酒倉 字山本1659番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和6年6月2日及び令和6年6月7日、死亡事 故を引き起こしたことを端緒として、監査を実 施。5件の違反が認められた。(1)健康診断未受 診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第6項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、 (3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運 転者に対する指導監督記録記載事項等の不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第1項)	3	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。